

建設工事に係る監理技術者等の雇用関係の確認方法について

泉佐野市総務部契約検査課

建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者及び主任技術者等については、当該建設工事の請負業者と直接的かつ恒常的雇用関係にある者であることが必要となっております。

マイナンバー法等の一部改正に伴い、健康保険被保険者証が雇用関係の確認書類として使用できなくなりましたので、令和8年度より雇用関係の確認方法等について、下記のとおり改めますのでお知らせします。

記

1 雇用関係の確認方法

	確認書類	備考
①	監理技術者資格証の写し	監理技術者資格証（両面）の写しにより、有効期間内の監理技術者講習修了履歴と所属建設業者名が確認できること。
②	住民税特別徴収税額通知書の写し	特別徴収義務者用として直近に発行されたもの
③	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	直近に発行されたもの

※原則として、上記①～③のいずれかの書類により雇用確認するものとし、これらの確認書類の提出が困難な場合は、契約検査課までご相談ください。

※市内登録業者で、最新年度の入札参加資格登録審査申請又は変更届において、雇用確認できる書類を提出済で、入札参加申請時においても変わらず有効である場合は、上記①～③の書類の提出を省略することが出来ます。

2 書類提出にあたっての留意事項

個人情報の観点から必要な項目以外は、マスキング（黒塗り等）を施した上で写しを提出してください。